

農 地 部 会 議 事 録	
1、日 時	平成 29 年 5 月 8 日 (月)
2、場 所	中津市役所 3 階 大会議室
3、出席委員	2 番前田委員、3 番上野委員、4 番井上 (清) 委員、6 番橋本 (省) 委員、8 番坪根委員、10 番義経 (隆) 委員、12 番植山委員、14 番村本委員、15 番大塚委員、16 番宮久委員、20 番中原委員、21 番廣池委員、25 番倉藤委員、26 番田上委員、27 番小野委員、33 番百留委員、38 番長尾 (雅) 委員
4、欠席委員	35 番宝珠山委員
5、事務局	福永局長、片桐次長、梶原次長、高倉、成重、川上、高榎、梶原久
6、議 題	別紙議案書のとおり。
7、開 会	午前 9 時 25 分 開会を宣言する。
8、署名委員	21 番廣池委員、33 番百留委員
局 長	資格の確認をさせていただきます。本日の出席委員は 18 名中 17 名の出席であります。 議長よろしくお願い致します。
井上清志会長	おはようございます。 (会長あいさつ)
議 長	議事に入ります前に議事録署名委員ですが、議長一任でよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	それでは、21 番廣池委員、33 番百留委員にお願いします。
議案審議 議第 1 号 議 長	議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知に関する件について 審議に入る前に 6 番橋本省吾委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。1 番の読み上げを事務局よりお願いします。
事務局(片桐)	1 番 議案朗読

<p>議 長</p> <p>3 番（上野）</p>	<p>議第 1 号 1 番について西部地区上野勝美委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（申請地について説明）</p> <p>別紙書いてある通り双方とも確認を致しましたが、合意解約に間違いありません。なおのち程 5 条申請をしているのでよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>全委員</p> <p>議 長</p>	<p>議第 1 号 1 番については、上野委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議ありませんので、議第 1 号 1 番は許可と致します。</p> <p>6 番 橋本省吾委員の入室を許可します。</p> <p>続いて 2 番、事務局。</p>
<p>事務局(川上)</p>	<p>2 番 議案朗読</p>
<p>議 長</p> <p>26 番（田上）</p> <p>議 長</p> <p>全委員</p>	<p>議第 1 号 2 番について本耶馬溪地区田上委員に調査報告をお願いします。</p> <p>（申請地について説明）</p> <p>報告します。貸人、借人双方に確認を致しましたが、合意解約に間違いありません。なおのち程 3 条申請をしているのでよろしくお願いします。</p> <p>議第 1 号 2 番については、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p> <p>議案審議</p> <p>議第 2 号</p> <p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 1 号 2 番は許可と致します。</p> <p>議第 2 号 農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件</p> <p>事務局の方から説明をいたします。</p>

事務局(片桐)	<p>1 番、2 番 議案朗読。2 社とも適格法人の要件である 4 題要件をクリアしているのを事務局が確認しておりますのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>議第 2 号についてご審議のほどよろしくお願いいたします。ベーマガフューチャーファームまたは中津もぎたてファクトリーについては別紙に適格化法人について書かれています。目を通してください。</p>
20 番 (中原)	<p>法人の所有又は経営する農地及び採草放牧地の面積でもぎたてファクトリーは入ってないけど良いのでしょうか。</p>
事務局(梶原隆)	<p>所有適格法人ということで今後農地を取得することができるというところで審査をしております。利用権とは別個で法人が農地を借りる時とは異なり、農家としての利用権設定を結ぶことができるようになる。</p> <p>議案の中にもありますが、ベーマガフューチャーファームの次に借りる所がもうすでに決まっておりますので、その土地を借りてわかりやすいように作っていると報告を受けています。もぎたてファクトリーにはまだ利用権設定はないが、それでも問題はありません。</p>
2 番(前田)	<p>4 題要件について説明をお願いします。</p>
事務局(梶原隆)	<p>4 題要件とは、法人の形態要件、株式会社の場合は譲渡制限付きの株という簡単に株を譲渡できない株を発行をする法人でないといけない。というのが法人要件です。また事業要件は収入の中で農業が過半を占めないといけません。構成員要件は農業に従事する人が 1/2 以上構成員に在籍することとなっています。役員要件では 1 人以上が必ず農業に従事することとなっています。この 4 つの要件をクリアしないといけません。そして、毎年決算書を出していただきます。その決算書を見て、収入のうち農業がどれくらい占めているかを見ます。</p>
2 番(前田)	<p>このもぎたてファクトリーの役員で農業従事者は誰ですか。</p>
事務局(片桐)	<p>3 名の役員の名前がありますが〇〇さんが農業に従事しております。また農業は加工、販売も農業として判断しますので、加工、販売をされている△△さんと□□さんも農業に従事しているといえます。よって 3 名の方が農業に従事しています。</p>

12 番 (植山)	株主で株を持っている方が構成員のところに載っていないがなぜ
事務局(梶原隆)	構成員は取締役などの事をいうので株主と構成員は違います。
21 番 (廣池)	議事録に原口宮農が 1 株買った事になっているが構成員は知らないと思う。
事務局(梶原隆)	早急に調べてお伝えします。
議 長	ベーマガフューチャーファームまたは中津もぎたてファクトリーについて承認ということよろしいでしょうか。
全委員	(異議なし)
議 長	議第 2 号の(株)ベーマガフューチャーファーム、(株)中津もぎたてファクトリーについて当部会は承認という事に致します。
議案審議 議第 3 号	議第 3 号 農地利用集積計画(案)について
議 長	審議に入る前に 20 番中原委員、26 番田上委員が会議規則第 10 条の議事参与の制限に抵触しますので一時退席をお願いします。
議 長	農用地利用集積計画 (案) についての説明を農政振興課担当者、お願いします。
農政振興(藤中)	平成 29 年 (5 月分) 農用地利用集積計画 (案) について説明。
議 長	只今説明のありました平成 29 年 (5 月分) 農用地利用集積計画 (案) について皆様の審議をお願いします。
27 番 (小野)	明細書 9 の山国について書き漏れを指摘。
議 長	ご異議ありませんか。
全委員	(異議なし)

議	長	ご異議ありませんので、議第 3 号平成 29 年（5 月分）農用地利用集積計画（案）について当部会は承認と致します。
議	長	農用地利用集積計画（案）所有権移転についての説明をお願いします。
事務局(片桐)		平成 29 年（5 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転について説明。
議	長	只今説明のありました平成 29 年（5 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転について皆様の審議をお願いします。
議	長	ご異議ありませんか。
全委員		（異議なし）
議	長	ご異議ありませんので、議第 3 号平成 29 年（5 月分）農用地利用集積計画（案）所有権移転について当部会は承認と致します。
議案審議		
議第 4 号		議第 4 号 地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について
議	長	1 番、2 番を事務局説明をお願いします。
事務局（片桐）		1 番、2 番を朗読
議	長	議第 4 号 1 番、2 番についての調査報告を東部地区宮久委員にお願いします。
16 番（宮久）		（1 番の申請地について説明） 譲受人は農地取得要件を満たしているので問題はありません。 （2 番の申請地について説明） 2 番についても特に問題はありませんので 1 番、2 番についてご審議をお願いいたします。
議	長	議第 4 号 1 番、2 番については、宮久委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。

26 番 (田上)	確認させてください。営農鍋島の代〇〇さんなのですが、先ほどの農地集積の説明の中で営農鍋島の代表取締役が△△さんだったが
議 長	2名いらっしゃいます。
12 番 (植山)	今後はなるべく代表者を同じ名前にして提出していただきたい。
事務局 (梶原隆)	なるべく同じ名前にするように指導していきたいと思います。
議 長	他にございませんか。
全委員	(なし)
議 長	議第 4 号 1 番、2 番は許可と致します。続きまして 3 番、4 番事務局。
事務局 (成重)	3 番、4 番を朗読
議 長	議第 4 号 3 番、4 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします。
20 番 (中原)	(3 番、4 番の現地について説明。 双方とも農地取得要件を満たしておりますのでご審議をお願いいたします。
議 長	議第 4 号 3 番、4 番については、中原委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 3 番、4 番は許可と致します。続きまして 5 番、事務局。
事務局 (川上)	5 番を朗読
議 長	議第 4 号 5 番についての調査報告を本耶馬溪地区田上委員にお願いします。

26 番 (田上)	(5 番の現地について説明。) 農地取得要件を満たしておりますのでご審議をお願いいたします。
議 長	議第 4 号 5 番については、田上委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 5 番は許可と致します。 続きまして 6 番。事務局
事務局 (高榎)	6 番を朗読
議 長	議第 4 号 6 番についての調査報告を耶馬溪地区百留委員にお願いします。
33 番 (百留)	(6 番の現地について説明。) 農地取得要件を満たしておりますのでご審議をお願いいたします。
議 長	議第 4 号 6 番については、百留委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 4 号 6 番は許可と致します。
議案審議 議第 5 号	議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について。
議 長	1 番、2 番、3 番、4 番 事務局説明をお願いします。
事務局 (梶原隆)	1 番、2 番、3 番、4 番を朗読
議 長	議第 5 号 1 番、2 番、3 番、4 番についての調査報告を西部地区前田委員にお願いします。

<p>2 番 (前田)</p>	<p>(1 番現地について説明)</p> <p>申請は宅地分譲用地 (8 区画) です。排水は公共下水が整備されていますのでそちらを使います。雨水はこの申請地の西側に水路があります。また東側にも排水溝を作りまして排水と行います。境界等の確認も行っております。周辺農地についても特に問題はありません。</p> <p>(2 番現地について説明)</p> <p>申請は駐車場および貸駐車場用地です。境界等の立会も済んでおります。雨水につきましても申請地内に用水路等を作りまして、北側の水路に流す予定でございます。</p> <p>(3 番現地について説明)</p> <p>申請は賃貸共同住宅及び駐車場用地です。排水は公共下水が整備されておりますので、そちらに排水します。雨水につきましても申請地に用水路を作りまして、北側の水路に流します。</p> <p>(4 番現地について説明)</p> <p>申請は宅地分譲用地 (4 区画) です。排水につきましても公共下水が整備されております。雨水は申請地の東側に水路がありますのでそちらに流しこみます。境界等の確認もできております。周辺農地につきましても特に問題はありません。1 番、2 番、3 番、4 番につきましては、西部地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 1 番、2 番、3 番、4 番については、前田委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第 5 号 1 番、2 番、3 番、4 番は許可相当とし、県に進達致します。続きまして 5 番、6 番の審議に入る前に 6 番橋本省吾委員が議事参与にあたりますので一時退室をお願いいたします。</p> <p>では 5 番、6 番を事務局。</p>
<p>事務局 (梶原隆)</p>	<p>5 番、6 番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第 5 号 5 番、6 番についての調査報告を西部地区上野委員にお願いします。</p>



<p>3 番（上野）</p>	<p>（5 番現地について説明）</p> <p>関係者の田んぼは4枚ほどありますが、隣地承諾はいたしました。申請地は分譲共同住宅用地です。排水は近くに公共下水道がありますのでそちらと繋ぐとのこと。田んぼにつきましては先ほども申し上げたとおり問題はありません。また農業者に関しても問題ありません。雨水は西側と南側に水路がありますのでU字溝を使って流し込みます。</p> <p>（6 番現地について説明）</p> <p>申請地は駐車場用地です。トラックを7台から8台停めるとのことです。建物を建てる予定はありません。隣接する2か所の田んぼについて問題はありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号5番、6番については、上野委員の調査報告のとおりですが、双方ともにご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第5号5番、6番は許可相当とし、県に進達致します。橋本委員の入室をお願い致します。では次に7番を事務局。</p>
<p>事務局(梶原隆)</p>	<p>7番を朗読</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号7番についての調査報告を西部地区橋本省吾委員にお願いします。</p>
<p>10 番（橋本）</p>	<p>（7 番現地について説明）</p> <p>申請地は進入路用地です。西部地区審議会では許可相当として農地部に進達致しました。審議のほどお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議第5号7番については、橋本委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>（異議なし）</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんので、議第5号7番は許可相当とし、県に進達致します。次に8番を事務局。</p>

事務局(梶原隆)	8 番を朗読
議 長	議第 5 号 8 番についての調査報告を南部地区義経隆美委員にお願いします。
10 番(義経隆)	(8 番現地について説明) 隣接地に農地などはないので農業者に迷惑がかかるなどといった事ことはありません。南部地区審議会では許可相当として農地部会に進達致しました。審議のほどお願い致します。
議 長	議第 5 号 8 番については、義経隆美委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 8 番は許可相当とし、県に進達致します。次に 9 番、10 番、11 番を事務局。
事務局(成重)	9 番、10 番、11 番を朗読
議 長	議第 5 号 9 番、10 番、11 番についての調査報告を三光地区中原委員にお願いします。
20 番(中原)	(9 番、10 番、11 番の現地について説明) 調査の結果境界の杭がしっかり立っています。一番問題だった出入り口の部分ですが同時進行で拡張する工事をする予定です。三光地区審議会では許可相当とし、農地部会に進達致しました。ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	議第 5 号 9 番、10 番、11 番については、中原委員の調査報告のとおりですが、ご異議はありませんか。
全委員	(異議なし)
議 長	ご異議ありませんので、議第 5 号 9 番、10 番、11 番は許可相当とし、県に進達致します。

<p>議案審議 議第 6 号</p>	<p>その他</p>
<p>議 長</p>	<p>その他について事務局から説明します。</p>
<p>局 長</p>	<p>まずは、次回の農地部会の開催についてです。日時は平成 29 年 6 月 2 日（金）午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室となっています。 次に農政部会の開催についてです。日時は平成 29 年 5 月 12 日（金）午前 9 時 30 分から。場所は市役所 3 階大会議室、内容は「大分県農業共済保険制度について」で講師は大分県農業共済組合事業部収入保険対策室 室長 橋本竜次氏です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは今回の総括を致します。 議第 1 号農地法 18 条第 6 項に規定による通知に関する件について、1 番、2 番については許可と致します。 議第 2 号農地所有適格法人に係る要件適格届に関する件について、1 番、2 番について当部会は承認という事に致します。 議第 3 号農用地利用集積計画（案）については全て承認と致します。 議第 4 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番から 6 番については許可と致します。 議第 5 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、1 番から 11 番については許可相当として県に進達致します  以上を持ちまして、平成 29 年 5 月の農地部会を閉会します。  (終 午前 10 時 35 分)</p>